別紙様式第 12 号

#### 住所等変更届

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の（７）の規定に基づき住所等変更届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 氏名  住所  電話番号  その他（ ） |
| 変更後 | 氏名  住所  電話番号  その他（ ） |

※ 下線部は経営開始資金の場合は「２の（６）」とする。

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別紙様式第 13 号

#### 就農遅延届

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の（７）の規定に基づき就農遅延届を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就農期限日 | 年　　月　　日 | |
| 就農予定日 | 年　　月　　日 | |
| 遅延理由 |  | |
| 就農に向けたスケジュール | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |

別紙様式第 14 号

#### 就農届

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

以下のとおり就農しましたので新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の（７）の規定に基づき就農届を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修終了日 | 年 月 日 | |
| 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した日 | 年 月 日 | |
| 就農形態 | □新たに農業経営を開始  □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始  □親の農業経営を継承（□全体、□一部）  □ 雇用就農 □期間の定めのない雇用契約を締結  □通算５年以上の有期雇用契約を締結  農業法人等の名称・住所・電話番号      □就農後５年以内に独立・自営就農  □就農後５年以内に法人の共同経営者  □親元就農 □親の経営の全体を継承、□法人の（共同）経営  　　　※１　□親の農業経営とは別に新たな部門を開始  経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期　　　年 　　月 | |
| 就農地の市町村 |  | |
| 経営耕地（a）※２ | 所有地 |  |
| 借入地 |  |
| 営農作物※２ |  | |
| 経営開始資金の受給※２ | □ 有り □ 無し □ 未定 | |
| 雇用就農資金の活用※３ | □ 有り □ 無し □ 未定 | |

※下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承する、法人の（共同）経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始することにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。

※１　親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。

※２　独立・自営就農の場合のみ記入

※３　雇用就農の場合のみ記入

添付書類

・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳・帳簿の写し（独立・自営就農の場合）

・雇用契約書等の写し（雇用就農の場合）

・青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）書の写し（親元就農の場合）

・家族経営協定等の写し（親元就農の場合）

別紙様式第 15 号

#### 就農中断届

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の（７）の規定に基づき就農中断届を提出します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 就農中断  予定期間 | 年 | 月 | 日～ | | 年 | 月 | 日 |
| 中断理由 |  | | | | | | |
| 就農再開に向けたスケジュール | 年　　月　　日 | | |  | | | |
| 年　　月　　日 | | |  | | | |
| 年　　月　　日 | | |  | | | |
| 年　　月　　日 | | |  | | | |

※　下線部は経営開始資金の場合は「２の（６）」とする。

別紙様式第 16 号

#### 就農再開届

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の（７）の規定に基づき就農再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 就農中断期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 就農再開日 | 年 月 日 |
| 要就農継続残期間 | 就農再開日 ～ 年 月 日 |

※　下線部は経営開始資金の場合は「２の（６）」とする。

別紙様式第 18 号

#### 返還免除申請書

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の（８）の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 返還免除を  申請する  理由 |  |

※ 下線部は経営開始資金の場合は「２の（７）」とする。

別紙様式第 20 号

#### 経営再開届

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（５）の規定に基づき経営再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 経営再開日 | 年 月 日 |
| 交付残期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |

別紙様式第 21 号

#### 離農届

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

下記の理由により離農したので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の（７）のカの規定に基づき離農届を提出します。

※下線部は、経営開始資金の場合は「２の（６）」とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 離農日 | 年 月 日 |
| 離農理由 |  |

添付書類

・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）

・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）